

【手続名】

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

【手続概要】

新たに従業員を採用したときには、届出をしなければなりません。

また、短時間就労者の方であっても、常用的使用関係が認められる場合には、当該届出が必要となります。

【手続根拠】

健康保険法第3条、第35条、第48条、

健康保険法施行規則第24条、

厚生年金保険法第24条

厚生年金保険法施行規則第3条、第15条

【添付書類】

(被扶養者がいる場合)

- ・健康保険被扶養者(異動)届

(65歳までの定年再雇用の場合)

[原則として、被保険者資格喪失届と同時提出]

いずれかひとつを添付してください。

- ・就業規則のコピー
- ・退職辞令のコピー
- ・事業主の証明

(国民健康保険組合加入者の場合)

- ・適用除外承認申請書

(届出が60日以上遅延した場合)

賃金台帳および出勤簿のコピー

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

当該事実の発生から5日以内